129	一級管工事施工管理技士
12G	一級管工事施工管理技士補
230	二級管工事施工管理技士
23A	二級管工事施工管理技士補
131	一級電気通信工事施工管理技士
13B	一級電気通信工事施工管理技士補
232	二級電気通信工事施工管理技士
23C	二級電気通信工事施工管理技士補
133	一級造園施工管理技士
13D	一級造園施工管理技士補
234	二級造園施工管理技士
23E	二級造園施工管理技士補
（略）	（略）
備考　（略）	
（略）	（略）

129	一級管工事施工管理技士
230	二級　〃
131	一級電気通信工事施工管理技士
232	二級　〃
133	一級造園施工管理技士
234	二級　〃
（略）	（略）
備考　（略）	
（略）	（略）

第四条　建設業法施行規則の一部を次のように改正する。

第七条の三第二号の表中「種別」を「検定種別」に改める。

第十七条の二十中「第三十九条」を「第三十六条」に改める。

第十七条の三十第二項中「第四条第一項第六号及び第四条の二第一項第六号」を「第七条第一項第二号及び第八条第一号第七号」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第四十五条」を「第四十二条」に改める。

第三十条第一項中「第四十一条第一項の」を「第三十八条第一項の」に改め、同項第十五号中「第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号、令第三十七条第一項第二号並びに第二項第一号ロ及び第二号ロ、令第三十八条、令第三十九条、令第四十一条第一項並びに令第四十二条第一項」を「第三十六条、令第三十八条第一項及び令第三十九条第一項」に改め、同項第十六号中「第四十五条第二号」を「令第四十二条第二号」に改め、同項第二十一号中「第十七条の三十四第一項及び第三項（」の下に「第十七条の三十六第四項、第十七条の三十七第三項及び」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条及び第三条（建設業法施行規則第五条、第七条の十六第二項、第九条第三項、第十四条の二第一項、第三項及び第四項、第十四条の四第九項、第十七条の六第二項第一号、第十七条の十二第十一号、第十七条の十六第二項、第十七条の十八第二項、第十七条の三十第三項及び第四項、第十七条の三十六第一項第三号及び第二項、第十七条の三十八第二項、第十七条の四十四、第十八条の十六第二項、第二十一条の八第二項、第二十一条の十、第二十六条第六項から第八項まで並びに第三十条第一項第十九号から第二十一号までの改正規定に限る。）並びに附則第六条の規定　公布の日

二　第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　令和五年七月一日

三　附則第四条の規定　令和六年一月一日

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の施工技術検定規則様式第六号による合格証明書は、第二条の規定による改正後の施工技術検定規則（以下「第二条改正後施工技術検定規則」という。）様式第六号による合格証明書とみなす。

第三条　建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の施行の日からこの省令の施行の日までの間に建設業法第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から第二条改正後施工技術検定規則第十五条第二項の規定による合格証明書の書換え又は第二条改正後施工技術検定規則第十六条の規定による合格証明書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の様式は、第二条改正後施工技術検定規則様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。